# 秘密情報は大切な財産です
## ～秘密情報の漏えい対策等について～

経済産業省知的財産政策室

# 秘密情報は大切な財産です　～こんな経験、ありませんか？【取引先からの漏えい】

- A社が、精密機械メーカーB社に供給する部品αは、**A社が独自に開発したもので、精巧な部品であると評判**。ある日、**B社から部品αの金型の図面を求められ、大口の取引先だからと泣く泣く提供**した。
- その後、B社から部品αの発注が来なくなってしまった。**どうやらB社がA社の部品αの金型図面を、A社の競合他社であるC社に渡し、安価で部品αをコピーした部品を製造させている**ようだ。A社はどのような対策を講じておくべきだったのだろうか。

- どの企業にも「秘密にしたい」情報はあるはず。こうした**「秘密情報」は企業の大切な財産**です。
- 秘密情報は他社に知られない＝**漏えいさせないことが最も重要**です。そのためには、どのような対策が必要でしょうか。
- また、万が一**漏えいしてしまった**場合は、どのような対応が考えられるのでしょうか。

# 秘密情報は大切な財産です　～こんなトラブル、記憶にありませんか？～

- 在日ロシア通商代表部の外交官に唆され、大手通信会社の機密情報を不正に取得した疑いで元従業員を逮捕(令和2年2月)。その後、元従業員に懲役２年（執行猶予4年）、罰金80万円の判決（令和2年7月）。
- 大手通信会社の高速通信規格「5G」に関する技術情報を不正に持ち出されたとして、元従業員とその転職先の競合他社を提訴。退職時に持ち出した営業秘密の利用停止および廃棄等、ならびに約1,000億円の損害賠償請求権の一部として10億円の支払い等を求めている(令和3年5月。また、この事件の刑事裁判において、元従業員に対して懲役２年（執行猶予４年）、罰金100万円の判決（令和4年12月）。
- 大手化学メーカーの自社技術である電子材料の製造工程に関する機密情報を、中国企業に漏えいしたとして、元従業員を書類送検（令和2年10月）。その後、元従業員に懲役２年（執行猶予4年）、罰金100万円の判決（令和3年8月）。
- 回転すしチェーン親会社出身の同業大手社長が、退職後、元同僚から商品の原価や仕入れ先情報などに関するデータを受け取っていたとして、前社長とその転職先の従業員、法人としての転職先企業を提訴(令和5年2月)。また、この事件の刑事裁判において、前社長に懲役３年（執行猶予４年）、罰金200万円の判決（令和5年5月）。

- 設計図、製法マニュアルや顧客リスト、仕入れ先リストなどの企業の虎の子の財産である「情報」が、意図しない形で漏えいするトラブルが頻発（後を絶たない）。
- 国内外のライバル企業だけでなく、外国政府機関からも、日本企業の情報がターゲットにされる例もある。
- ひとたび漏えいすると、保有している企業の損失は大きく、特に、秘密情報が開示・公開されてしまった場合は取り返したつかなくなる。

# （参考）営業秘密を巡る動向　①刑事事件の推移・相談の状況

- 平成27年の不正競争防止法改正とともに、執行機関との連携を強化。
- 平成28年から29年にかけて営業秘密の相談件数は急増。令和２年はコロナ感染拡大の影響により相談件数は減少しているものの、着実に認知が進んでいる状況。

**・近年の営業秘密侵害罪（検挙件数・相談件数の推移）**

| | | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 | 令和３年 | 令和４年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 検挙件数 ※不競法全体 | | ４１ | ５５ | ４９ | ４４ | ３７ | ３５ | ５３ | ４１ | ４７ | ５３ |
| 営業秘密侵害事犯 | 検挙件数 | **５** | **１１** | **１２** | **１８** | **１８** | **１８** | **２１** | **２２** | **２３** | **２９** |
| | 検挙人員数 | １３ | １３ | ３１ | ２５ | ２５ | ２３ | ２７ | ３８ | ４９ | ４５ |
| | 検挙法人数 | ２ | ０ | ４ | ４ | ０ | ０ | ０ | １ | ０ | １ |
| | 相談受理件数 | **１２** | **２９** | **２６** | **３５▶▶▶** | **７２** | **４７** | **４９** | **３７▶▶▶** | **６０** | **５９** |

※警察庁「令和４年における生活経済事犯の検挙状況等について」に基づき作成

**・INPITにおける営業秘密に関する相談窓口による個別企業支援（相談件数の推移）**

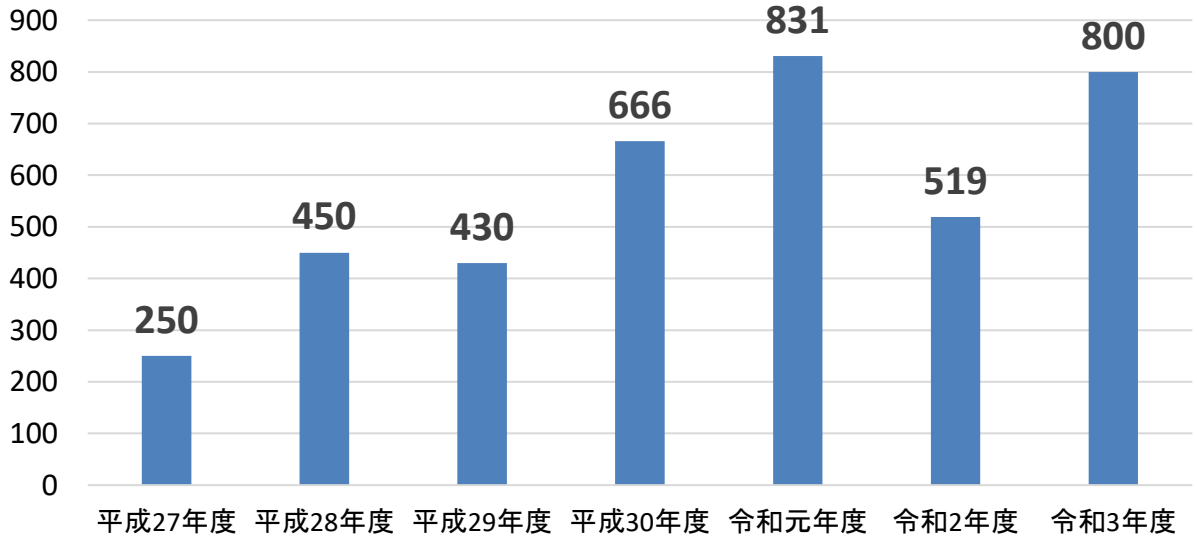


※INPIT官民フォーラム資料をもとに経済産業省作成

# （参考）営業秘密を巡る動向　②最近の情報漏えいの傾向

- 令和２年度に実施された「企業における営業秘密管理に関する実態調査2020」によれば、従業員・役員（現職・退職者）を通じた漏えいが８割超に達している。
- 現役従業員等の誤操作・誤認（うっかり）による漏えいは前回調査（平成28年度実施）に比べ、約半減。他方、中途退職者による漏えいは前回に比べ、増加（約４割）。

**営業秘密の漏えいルート**（経年比較）　（ｎ＝１１３）

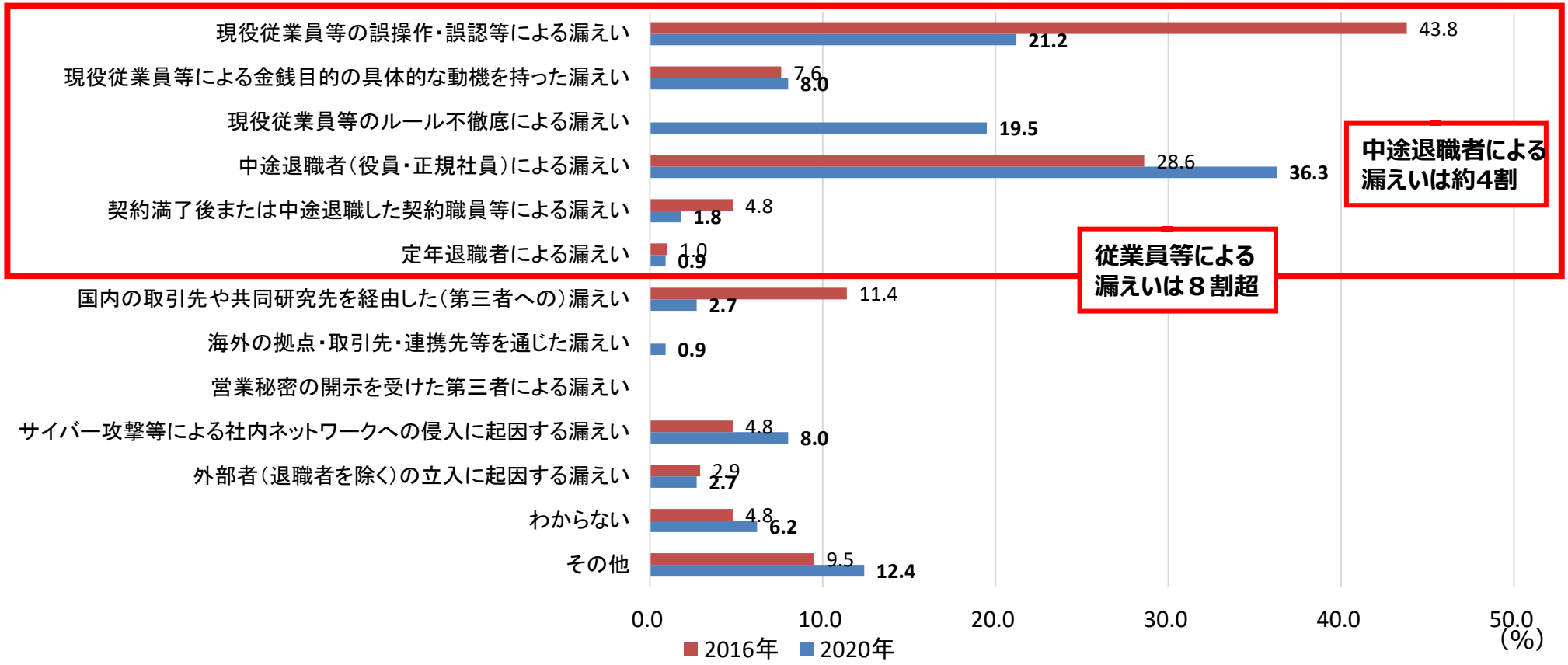


（出典）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「企業における営業秘密管理に関する実態調査」（令和３年３月）に基づいて、経済産業省作成

# （参考）営業秘密を巡る動向　②最近の情報漏えいの傾向

- 社内規定（情報管理規定、就業規則、誓約書）の見直し、対策技術の導入は進展。
- 一方、個別の従業員・退職者からの誓約書の徴求、取引先との契約見直しは低水準。

## 過去５年間に見直した規定等の内容

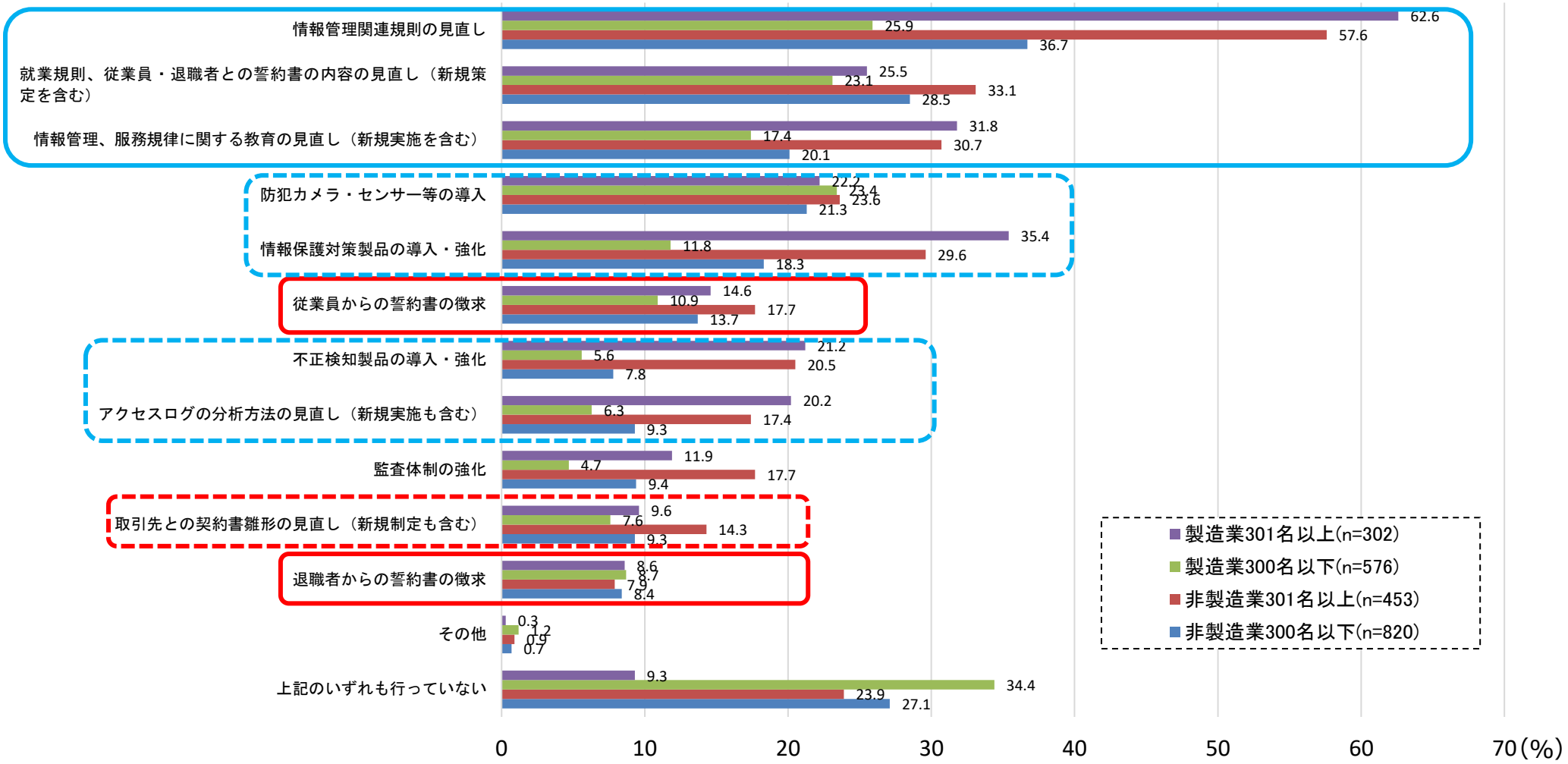


（出典）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「企業における営業秘密管理に関する実態調査」（令和３年３月）に基づいて、経済産業省作成

# 秘密情報を保護する２つの対策

１．漏えい防止対策（漏えい防止レベル）

２．万が一漏えいした場合の対処（法的保護レベル）

秘密情報の管理レベル

**漏えい防止レベル**

**法的保護レベル**

## 効果的な漏えい防止管理

✓ 「秘密情報の保護ハンドブック」では、より良い漏えい対策を講じたい企業の方々に企業の実情に応じた対策に取り組む際の参考となるよう、

- ○ 秘密情報の漏えい対策の効果的な選び方
- ○ 漏えいしてしまった場合の対応策
- ○ 各種規程・契約等のひな型、窓口　など様々な対策を網羅的に紹介

「秘密情報の保護ハンドブック」　（令和4年5月改訂版）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf

「秘密情報の保護ハンドブック」のてびき（簡易版）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/170607_hbtebiki.pdf

## 不正競争防止法における「営業秘密」としての管理

✓ 万が一、秘密情報が漏えいした場合、不正競争防止法における「営業秘密」侵害として差止請求等の民事措置や刑事措置による救済が受けられるよう、秘密情報を日頃から「営業秘密」として管理しておくことが大事。

✓ 「営業秘密管理指針」では、営業秘密として法的保護を受けるための対策を提示

「営業秘密管理指針」　（平成31年1月改訂版）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf

１．秘密情報の漏えい防止対策をしよう
（秘密情報の保護ハンドブック）

２．秘密情報が漏えいしてしまった！
（営業秘密としての管理）

３．本日のまとめ

# 1 -①. 効果的な秘密情報の漏えい対策 ～秘密情報の保護ハンドブックとてびき

- 秘密情報の漏えい対策集として、経済産業省は「**秘密情報の保護ハンドブック**」、「**秘密情報の保護ハンドブックのてびき**」を作成。
- 漏えい要因を考慮した5つの「対策の目的」を設定。各社の状況に応じ、ルートごと、目的ごとにムリ・ムダ・ムラのない形で対策を取捨選択。**ポイントを押さえた対策**をとることが重要。

| 物理的・技術的な防御 | | 心理的な抑止 | | 働きやすい環境の整備 |
|---|---|---|---|---|
| 接近の制御 | 持出し困難化 | 視認性の確保 | 秘密情報に対する認識向上 | 信頼関係の維持・向上等 |

秘密情報に近寄りにくくするための対策

秘密情報の持ち出しを困難にするための対策

漏えいが見つかりやすい環境づくりのための対策

秘密情報だと思わなかった！という事態を招かないための対策

社員のやる気を高め、秘密情報を持ち出そうという考えを起こさせないための対策

**対策の具体例**

- □ アクセス権の設定
- □ 秘密情報を保存したＰＣを不必要にネットに繋がない
- □ 構内ルートの制限
- □ 施錠管理
- □ フォルダ分離
- □ ペーパーレス化
- □ ファイアーウォールの導入　等

- □ 私用ＵＳＢメモリの利用・持込み禁止
- □ 会議資料等の回収
- □ 電子データの暗号化
- □ 外部へのアップロード制限　等

- □ 座席配置・レイアウトの工夫
- □ 防犯カメラの設置
- □ 職場の整理整頓
- □ 関係者以外立入禁止看板（窓口明確化）
- □ ＰＣログの記録
- □ 作業の記録（録画等）　等

- □ マル秘表示
- □ ルールの策定・周知
- □ 秘密保持契約の締結
- □ 無断持出禁止の張り紙
- □ 研修の実施　等

- □ ワーク・ライフ・バランスの推進
- □ コミュニケーションの促進
- □ 社内表彰
- □ 漏えい事例の周知　等

# １-②．秘密情報の漏えい対策をしよう　～５つの対策のポイント

悪意の発現 ↓　実行の決意 ↓　実行の着手 ↓　既遂（持ち出し）

社員のやる気を高めるための対策
【信頼関係の維持・向上等】⑤
（例：ワークライフバランス、社内コミュニケーション）

「秘密情報と思わなかった」という事態を招かないための対策
【秘密情報に対する認識向上（不正行為者の言い逃れの排除）】④
（例：マル秘㊙表示、規程類・管理ルールの策定・周知、教育・研修の実施）

漏えいが「見つかりやすい」環境づくりのための対策【視認性の確保】③
（例：レイアウトの工夫（座席配置）、防犯カメラの設置、アクセスログの記録）

秘密情報に「近よりにくくする」ための対策【接近の制御】①
（例：アクセス権の限定、秘密情報を保存したＰＣはネットにつながない）

秘密情報の「持出しを困難にする」ための対策【持出し困難化】②
（例：私物ＵＳＢメモリ等の利用・持込み禁止）

窃取行為の回避／断念／失敗

【対策の取捨選択の考え方】
・アクセス可能な者が多数に設定されている場合には、「視認性の確保」や「持出し困難化」が対策の中心。
・従業員の多様化の程度が大きいほど、「信頼関係の維持・向上等」の対策の困難度が増す。　など

# 1 -③. 【取引先からの漏えいのケース】について講じておくべき対策

**ポイント１　開示する情報は必要最低限にしましょう。**
（接近の制御）【ハンドブックのてびき 11ページ】

- B社との取引で、金型図面の情報を開示する必要がなければ、開示を拒否することも大切です。
- 事前に、見積書や取引契約書に金型図面の開示はできない旨を書いておくことも効果的です。

**ポイント２　開示する場合は、秘密保持契約を締結しておきましょう。**
（秘密情報に対する認識向上）【ハンドブックのてびき 11ページ】

- 金型図面に関する秘密保持契約には、秘密保持、目的外使用の禁止、契約終了時の金型図面の返還・消去義務等を定めておくとよいでしょう。

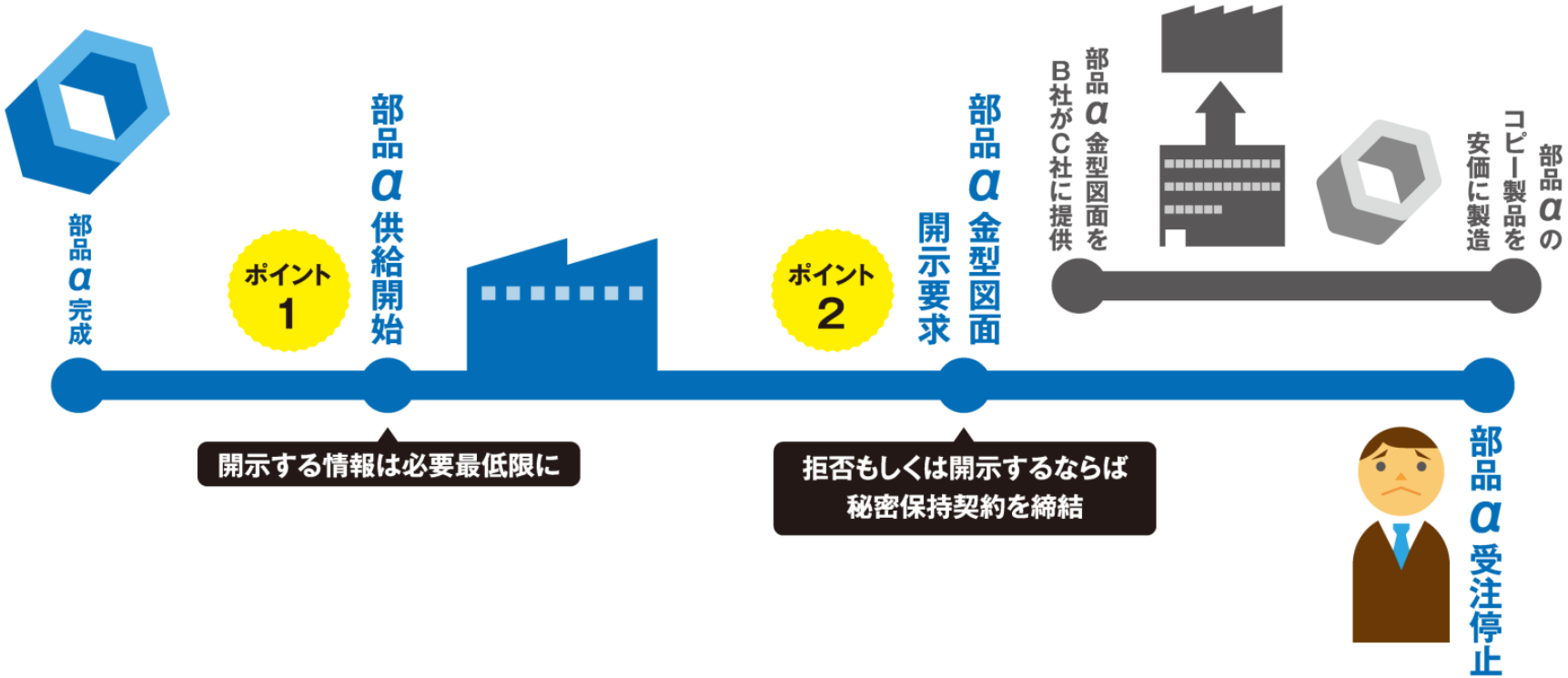

# １-④．秘密情報の漏えい対策をしよう ～情報管理の事例（株式会社JKB・神奈川県）

## 自社ノウハウは財産。他社の情報管理も徹底し、取引先からの信頼も向上

概要

- 高精度設備とIT化による最先端プレス技術で、金属の難加工形状品や微細加工品を提供。
- ２０年以上前に、金型を作るノウハウである「工程サンプル」の提示を取引先から求められ、泣く泣く渡したところ、取引が打ち切られた経験がある（取引先はアジアの金型メーカーに情報を渡し、安く作らせたと推測）。
- 自社と他社の情報管理を徹底し、取引先に対しても、その方針を示したことにより、取引先から信頼され、業績にも好影響が出ている。

具体策

○「接近の制御」に資する対策
- 取引先の部品・金型も、特別に第三者に入室を許可する場合、当事者以外の部品等は目に触れないよう、覆いを掛けて目隠し管理
- 図面等の重要データはインターネットに繋がっていないＰＣで管理

! 「自社のノウハウ（図面・工程サンプル）は、財産であり、提供しない」と取引先との契約書に明記

○「視認性の確保」に資する対策
- 金型やプレス機のある現場には「立入禁止」、「撮影禁止」等の掲示

**・取引先の情報管理を同レベルに行うことで取引先からの信頼向上**

**・業績にも好影響**

# 1 -⑤.　【退職者からの漏えい】従業員から退職の申出があったのだが・・・

- 即席めんを製造しているD社では、スープの配合レシピの情報が競争力の源泉である。
- 最近、ニュースで、「ある企業の退職者が転職先で営業秘密を不正使用して逮捕された」との報道を見たが、他人事ではない。最近、D社でも、スープの開発リーダーから、退職したいとの申出があった。転職先は競合他社のＥ社だという。大事な配合レシピを持ち出されないようにするためには、どのような対策を講じたら良いか。

D社の秘密情報　：スープの配合レシピ

# １-⑤．【退職者からの漏えい】対応策

**退職に伴う漏えいリスクを低減する対策を講じましょう。**【ハンドブックのてびき　１０ページ】

**ポイント１**　（秘密情報に対する認識向上）

- 退職時だけでなく、入社時はもちろん、プロジェクト開始時にも秘密保持契約を締結。キーパーソンの場合は、競業避止義務契約を締結することも考えられます。

**ポイント２**　（接近の制御、視認性の確保）

- 退職の申出があったら、速やかに社内情報へのアクセス権を制限。退職時にはすぐにＩＤ・アカウントを削除（ＩＤカード、入館証も回収）
- 退職申出前後のメールやＰＣのログを集中的にチェック
- 退職後もＯＢ会の開催などで本人の近況を調査したり、転職先の商品情報をチェック

**ポイント３**　（信頼関係の維持・向上等）

- 働きやすい職場環境や公平な人事評価制度を整備し、従業員の企業への愛着を高めておけば、貴重な人材を失わずに済み、漏えいリスクも低減します。

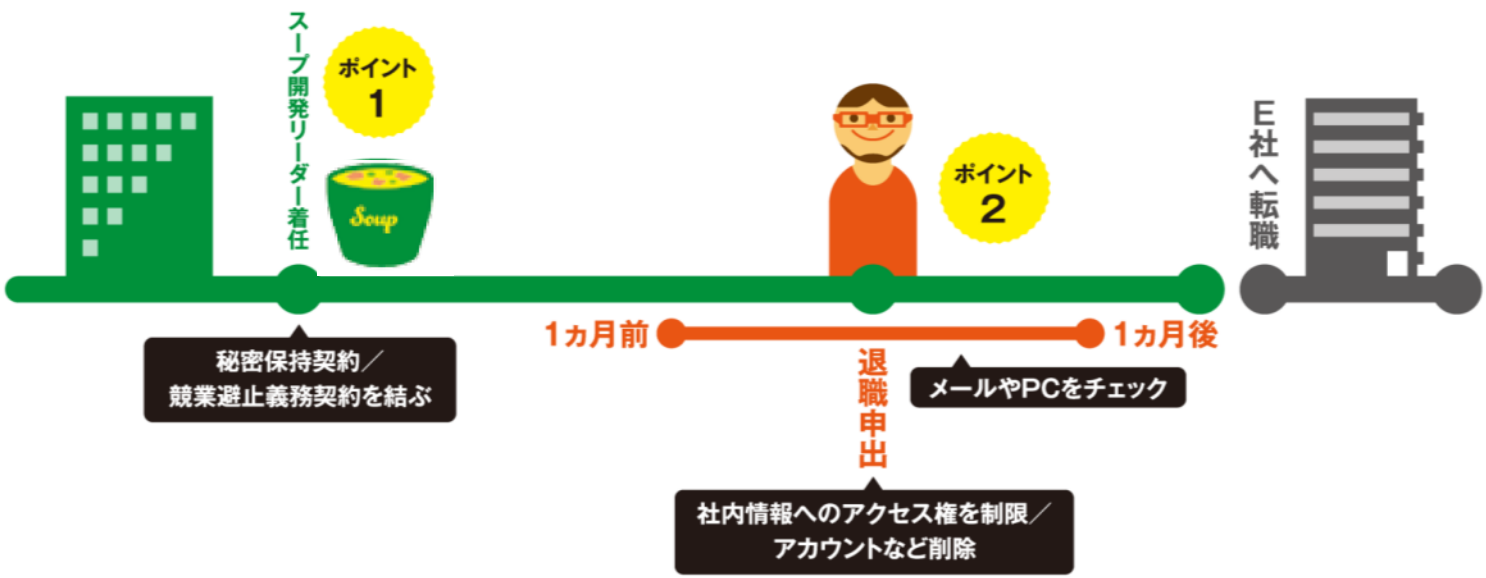

# １-⑥．秘密情報の漏えい対策をしよう　～他社の情報（加害者にならないために）

- 健全な事業活動を行っているにも関わらず、他社から秘密情報の侵害を行ったとして訴えられるケースもある。
- 紛争を未然に防止するとともに、意図せずに争いに巻き込まれてしまった場合への備えが重要。こうした取組は、他社からの信頼向上、多様な人材の獲得にもつながる。

## ○　自社情報の独自性の立証　【ハンドブックのてびき　１３ページ】

他社から秘密情報の侵害を理由に訴訟を提起された場合には、それが自社の独自情報であることを客観的に立証できるよう、情報の取得過程や、更新履歴、関係する資料を保管しておくことが有効。

## ○　営業秘密侵害品に係る紛争の未然防止　【ハンドブックのてびき　１３ページ】

疑わしい状況が生じている場合に相当の注意を払ったということが証明できる程度の対策が必要。

## ○　他社の秘密情報の侵害の防止　【ハンドブックのてびき　１５ページ】

(1)転職者の受入れ
（例：転職者の前職での契約関係確認）

(2)共同・受託研究開発
（例：他社の秘密情報の分離保管）

(3)取引の中での秘密情報の授受
（例：サンプル等の受領時の書面確認）

(4)秘密情報の売込み
（例：情報の出所の誓約書での確認）

１．秘密情報の漏えい防止対策をしよう
（秘密情報の保護ハンドブック）

２．秘密情報が漏えいしてしまった！
（営業秘密としての管理）

３．本日のまとめ

# 2-①. 秘密情報が漏えいしてしまった！ ～もしも情報漏えいが発生したら

- 情報管理を徹底しても、情報漏えいを完全に防ぐことは困難。
- 秘密情報の保護ハンドブックでは、万が一情報漏えいが発生した場合に迅速に対応できるよう手順を紹介。

○ 漏えいの兆候の把握及び疑いの確認方法 【ハンドブックのてびき 17ページ】

（１）漏えいにつながる兆候の把握
（２）漏えいの疑いの確認

○ 初動対応 【ハンドブックのてびき 18ページ】

（１）社内調査・状況の正確な把握・原因究明
（２）被害の検証
（３）初動対応の観点
（４）対策チームの設置等

○ 責任追及 【ハンドブックのてびき 19ページ】

**(1) 不正競争防止法における、刑事的措置、民事的措置**
(2) 社内処分

○ 証拠の保全・収集 【ハンドブック第6章 6-4】

# 2-②. 秘密情報が漏えいしてしまった！　～不正競争防止法での救済

- 不正競争防止法では、「営業秘密の侵害行為」を不正競争と定め、民事措置・刑事措置を規定。

**「窃取等の不正の手段によって営業秘密を不正取得し、自ら不正使用し、若しくは第三者に不正開示する行為等」**
**（不正競争防止法第２条第１項第４号～第１０号）**

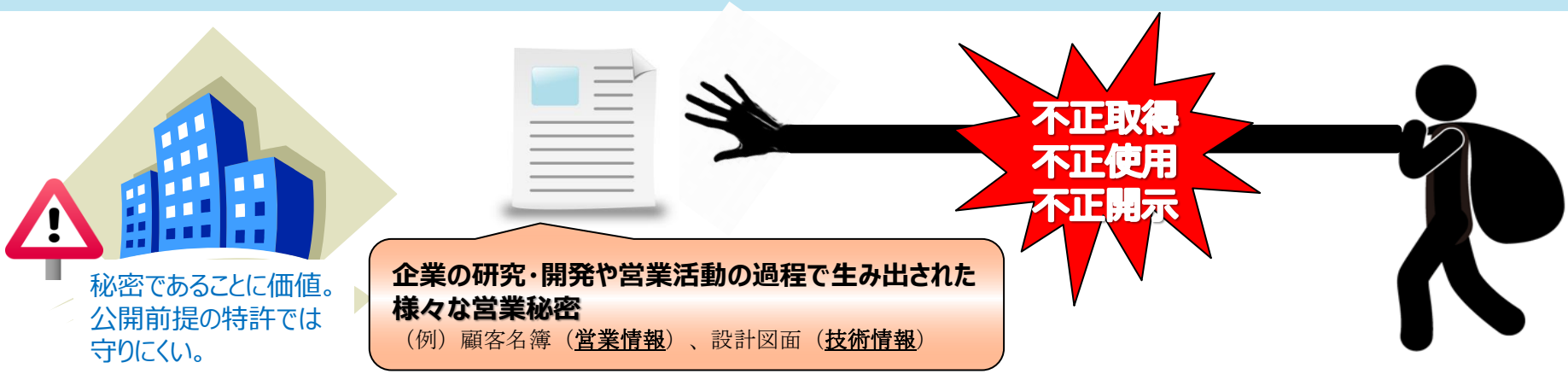


秘密であることに価値。
公開前提の特許では
守りにくい。

**企業の研究・開発や営業活動の過程で生み出された様々な営業秘密**
（例）顧客名簿（営業情報）、設計図面（技術情報）

## 措置の内容

### 民事的措置

○**差止請求権**　（第３条）

○**損害賠償請求権**　（第４条）

○損害額・不正使用の推定等　（第５条等）

○書類提出命令　（第７条）

○営業秘密の民事訴訟上の保護（第10条等）
（秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理）

○信用回復の措置　（第14条）

### 刑事的措置（刑事罰）

営業秘密侵害行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

○罰則（第21条）
**・営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金**

○法人両罰（第22条）
**・営業秘密侵害罪の一部：５億円（海外使用等は10億円）以下の罰金**

○国外での行為に対する処罰（第21条第6項）

○営業秘密侵害行為による不当収益等の没収（第21条第10項等）

# 2-③. 秘密情報が漏えいしてしまった！　～営業秘密侵害事例

## 新日鐵住金（2012年提訴、米国、韓国の訴訟は取り下げ）

高額報酬（数億円）で外国ライバル企業へ漏えい

→約１０００億円の賠償請求

→2015年9月30日に和解（300億円）

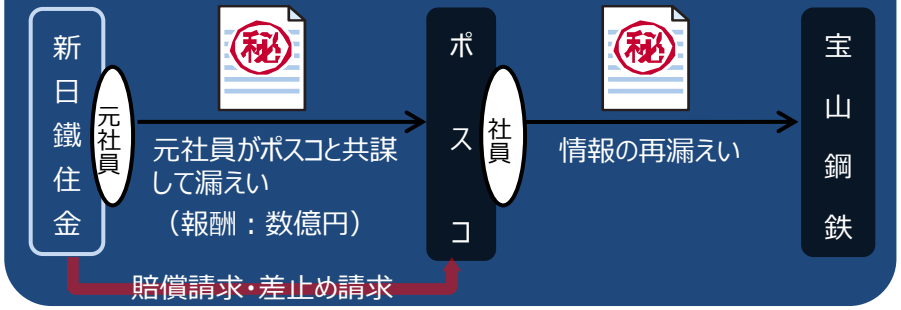


## 東芝（2012年発生）

提携先から外国ライバル企業へ漏えい

→約１１００億円の賠償請求

→2014年12月に和解（約330億円）

→元社員：懲役５年（実刑）、罰金300万円（2015年9月：東京高裁）

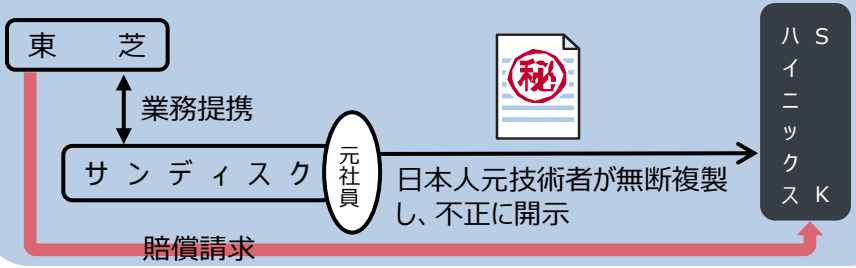


## ベネッセ（2014年発生）

業務委託先からの漏えい・転売

→業務再委託先の社員：懲役2年6月及び罰金300万円（東京高判平成29年3月21日）

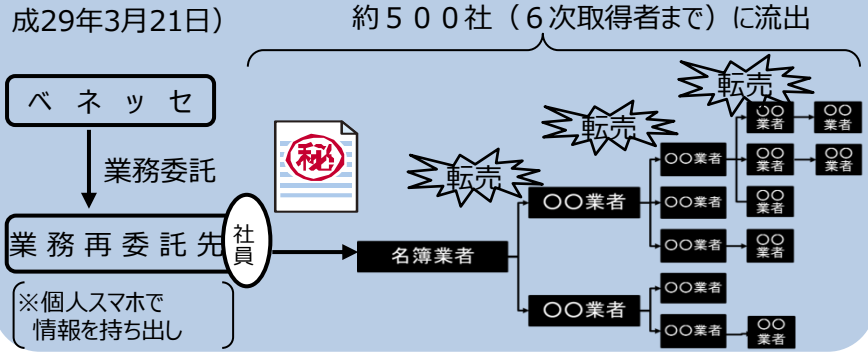


## 日本年金機構（2015年発生）

サイバー攻撃による漏えい

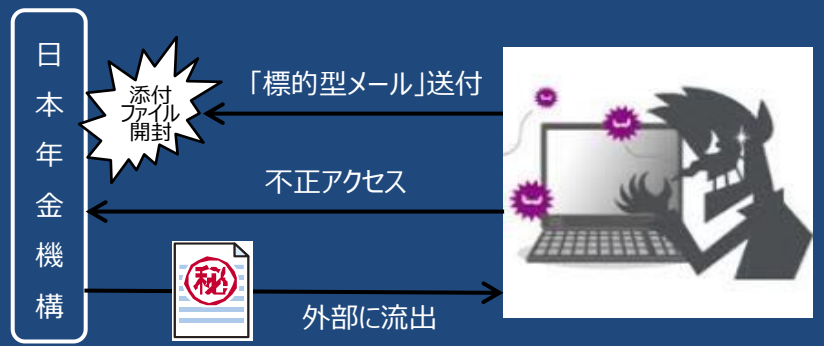


（出典）４事例とも各種報道を基に経済産業省作成

# 2-④．秘密情報が漏えいしてしまった！　～営業秘密の３つの要件

## 「営業秘密」として法律による保護を受けるための３つの要件

不正競争防止法第２条第６項

この法律において「営業秘密」とは、**①秘密として管理されている**生産方法、販売方法その他の**②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報**であって、**③公然と知られていないもの**をいう。

### ①秘密として管理されていること（秘密管理性）

その情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされていること。（「営業秘密管理指針」（次項参照））

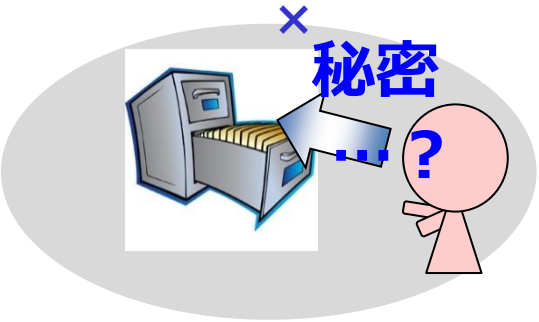


・㊙マーク
・施錠管理　など

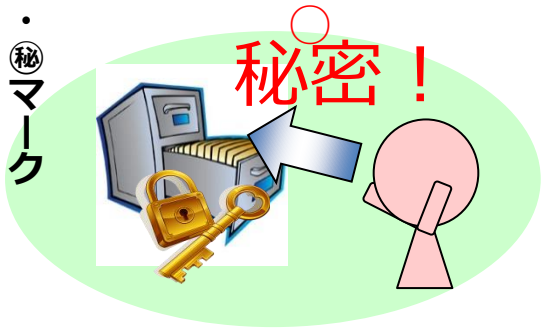


### ② 有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）

脱税情報や有害物質の垂れ流し情報などの公序良俗に反する内容の情報を、法律上の保護の範囲から除外することに主眼を置いた要件であり、それ以外の情報であれば有用性が認められることが多い。現実に利用されていなくても良く、失敗した実験データというようなネガティブ・インフォメーションにも有用性が認められ得る。

### ③公然と知られていないこと（非公知性）

合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物には記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。公知情報の組合せであっても、その組合せの容易性やコストに鑑み非公知性が認められ得る。

# 2-⑤. 秘密情報が漏えいしてしまった！～営業秘密管理指針

（https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf）

- 営業秘密管理指針とは、不正競争防止法により営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すことに特化したガイドライン。

## ＜法的保護レベル＞

営業秘密保有企業の秘密管理意思(※1)が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性(※2)が確保される必要。（営業秘密管理指針p.5）

※１）特定の情報を秘密として管理しようとする意思。※２）情報にアクセスした者が秘密であると認識できること。

⇒情報に接することができる従業員等にとって、
**秘密だと分かる程度の措置**

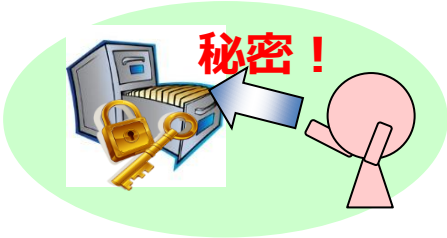


※企業の実態・規模等に応じた合理的手段でよい

＜ 秘密だと分かる程度の措置の例＞

- 紙、電子記録媒体への「マル秘㊙表示」
- 化体物（金型など）のリスト化
- アクセス制限
- 秘密保持契約等による対象の特定

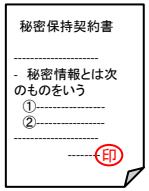


上記はあくまで例示であり、
**認識可能性**がポイント。

**＝営業秘密管理指針で示されている「秘密管理性」の考え方は、秘密情報の漏えい対策にも共通。漏えい対策をしつつ、法的保護レベルの対策を確保することが大切。**

# （参考）秘密管理性（営業秘密管理指針）

**2．秘密管理性について**

（1）秘密管理性要件の趣旨

秘密管理性要件の趣旨は、企業が秘密として管理しようとする対象（情報の範囲）が従業員等に対して明確化されることによって、従業員等の予見可能性、ひいては、経済活動の安定性を確保することにある。

○（営業秘密の情報としての特性）

・ 営業秘密は、そもそも情報自体が無形で、その保有・管理形態も様々であること、また、特許権等のように公示を前提とできないことから、営業秘密たる情報の取得、使用又は開示を行おうとする従業員や取引相手先（以下、「従業員等」という。）にとって、当該情報が法により保護される営業秘密であることを容易に知り得ない状況が想定される。

○（秘密管理性要件の趣旨）

・ 秘密管理性要件の趣旨は、このような営業秘密の性質を踏まえ、企業が秘密として管理しようとする対象が明確化されることによって、当該営業秘密に接した者が事後に不測の嫌疑を受けることを防止し、従業員等の予見可能性、ひいては経済活動の安定性を確保することにある[3]。

○（留意事項）

・ 秘密管理性要件については、企業が、ある情報について、相当高度な秘密管理を網羅的に行った場合にはじめて法的保護が与えられるべきものであると考えることは、次の理由により、適切ではない[4]。

- 現実の経済活動において、営業秘密は、多くの場合、それを保有する企業の内外で組織的に共有され活用されることによってその効用を発揮する。企業によっては国内外の各地で子会社、関連会社、委託先、又は、産学連携によって大学などの研究機関等と営業秘密を共有する必要があるため、リスクの高低、対策費用の大小も踏まえた効果的かつ効率的な秘密管理の必要があること。
- 営業秘密が競争力の源泉となる企業、特に中小企業が増加しているが、これらの企業に対して、「鉄壁の」秘密管理を求めることは現実的ではない。仮にそれを求めることになれば、結局のところ、法による保護対象から外れてしまうことが想定され、イノベーションを阻害しかねないこと。
- 下請企業についての情報や個人情報などの営業秘密が漏えいした場合、その被害者は営業秘密保有企業だけであるとは限らないこと。

〈参考裁判例〉

**・企業の規模を考慮した例**

パスワード等によるアクセス制限、秘密であることの表示等がなかったにもかかわらず、全従業員数が 10 名であり、性質上情報への日常的なアクセスを制限できないことも考慮し、秘密管理性を肯定（大阪地判平成 15 年 2 月 27 日　平成 13 年（ワ）10308 号）。

**・営業上の必要性を理由に緩やかな管理を許容した例**

顧客情報の写しが上司等に配布されたり、自宅に持ち帰られたり、手帳等で管理されて成約後も破棄されなかったりしていたとしても、これらは営業上の必要性に基づくものであり、従業員が本件顧客情報を秘密であると容易に認識し得るようにしていたとして、秘密管理性を肯定（知財高判平成 24 年 7 月 4 日　平成 23 年（ネ）10084 号）。

**・情報の性質から従業員等が認識可能であると認定した例**

ＰＣ樹脂の製造技術に関する情報は世界的に希有な情報であって、製造に関係する従業員は当該製造技術が秘密であると認識していたといえるとして秘密管理性を肯定（知財高裁平成 23 年 9 月 27 日　平成 22 年（ネ）10039 号）。

**・物理的な管理体制を問題にすることなく秘密管理性を肯定した例**

安価で販売して継続的取引を得るなどの極めて効果的な営業活動を可能ならしめるものという情報の重要性と、情報を開示されていたのが従業員１１名に過ぎなかったことに加えて、被告が退職する直前に秘密保持の誓約書を提出させていたこと等の事情を斟酌して、秘密管理性を肯定（大阪高判平成 20 年 7 月 18 日　平成 20 年（ネ）245 号）。

# 2-⑥．秘密情報が漏えいしてしまった！　～営業秘密侵害行為類型（民事）

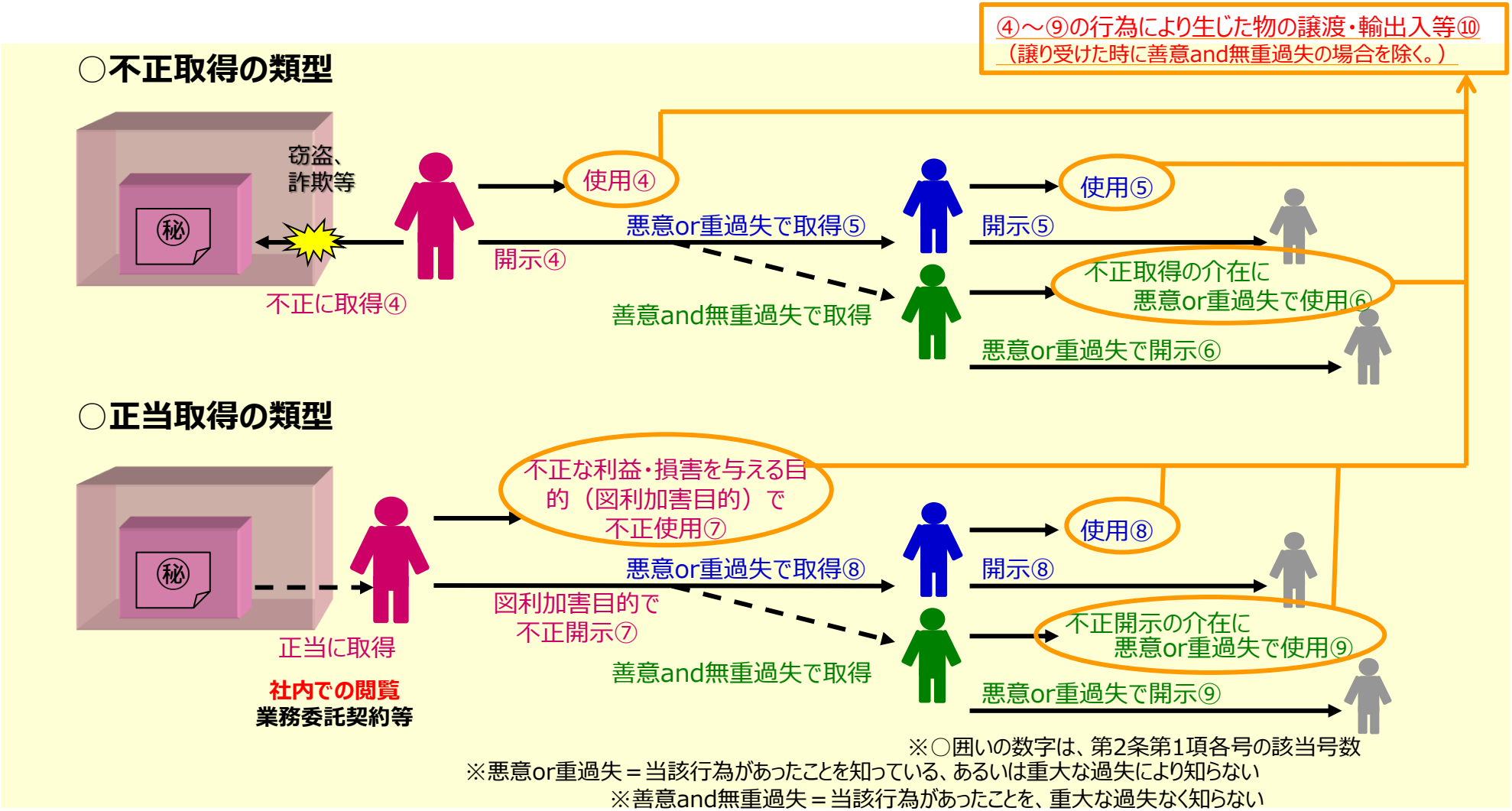


## 適用除外（第19条）

・④～⑨については、その営業秘密が不正取得されたり、不正開示されたりしたものであることについて善意・無重過失で、その営業秘密をライセンス契約などの取引により取得した者が、そのライセンス契約などの範囲内で、その営業秘密を使用・開示する行為には適用されない（取得後に悪意となった場合も含む）。（第19条第1項第6号）

・⑩については、時効の成立や除斥期間の経過により差止請求ができなくなった営業秘密の使用行為により生じた物には適用されない。（同項第7号）

# 2-⑥．秘密情報が漏えいしてしまった！　～営業秘密侵害行為類型（刑事）

## ○不正な手段（詐欺・恐喝・不正アクセスなど）による取得のパターン

（１号）図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、営業秘密を不正に取得する行為

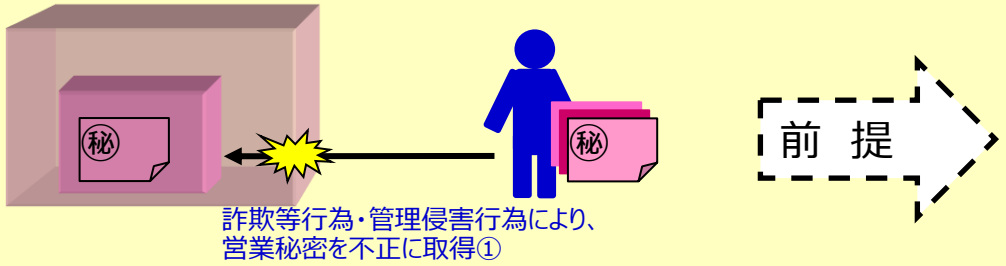


（２号）不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為

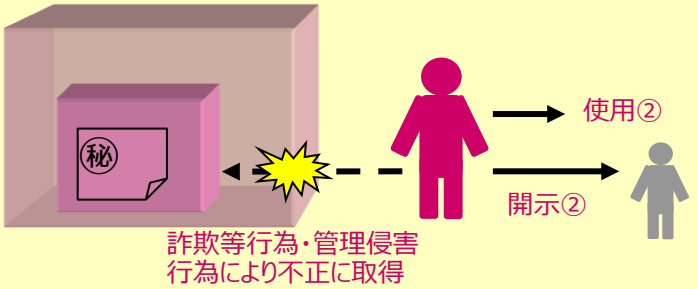


## ○正当に営業秘密が示された者による背信的行為のパターン

（３号）営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、（イ）媒体等の横領、（ロ）複製の作成、（ハ）消去義務違反＋仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為

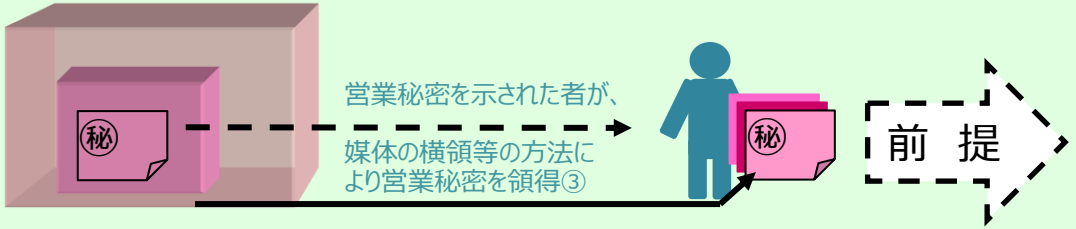


（４号）営業秘密を保有者から示された者が、第３号の方法によって領得した営業秘密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示する行為

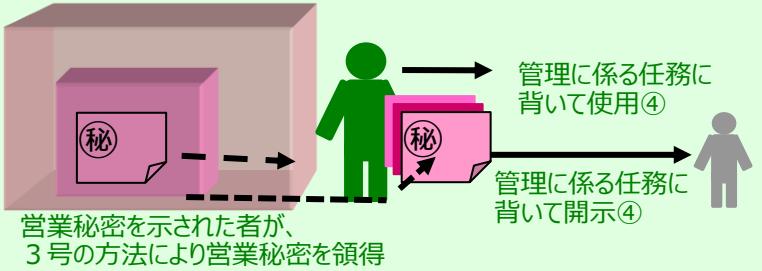


（５号）営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、　営業秘密を使用又は開示する行為

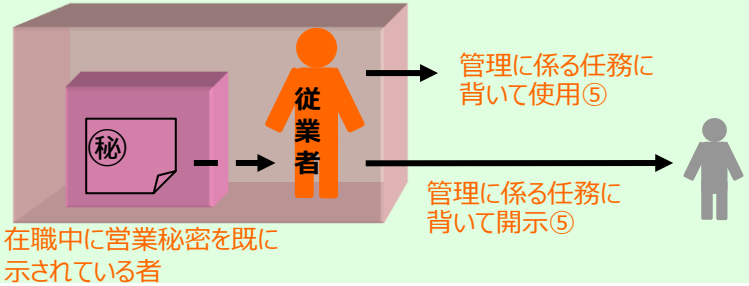


（６号）営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職後に使用又は開示する行為

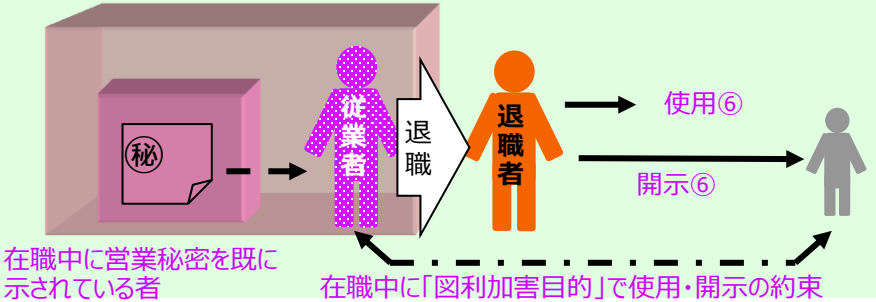

# 2-⑥．秘密情報が漏えいしてしまった！　～営業秘密侵害行為類型（刑事）

## ○転得者による使用・開示のパターン

（７号）図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為（２次的な転得者を対象）

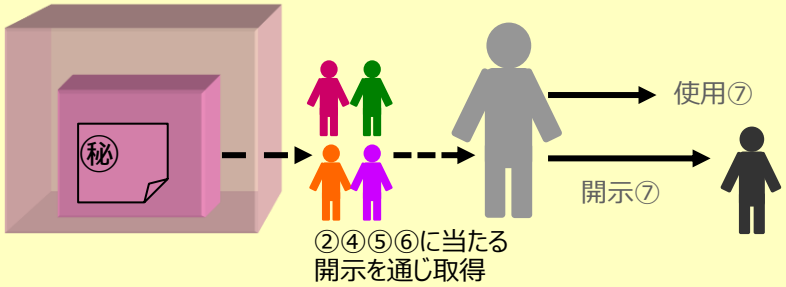


（８号）図利加害目的で、②、④～⑦の罪に当たる開示（海外重罰の場合を含む）が介在したことを知って営業秘密を取得し、それを使用又は開示する行為（３次以降の転得者をすべて対象）

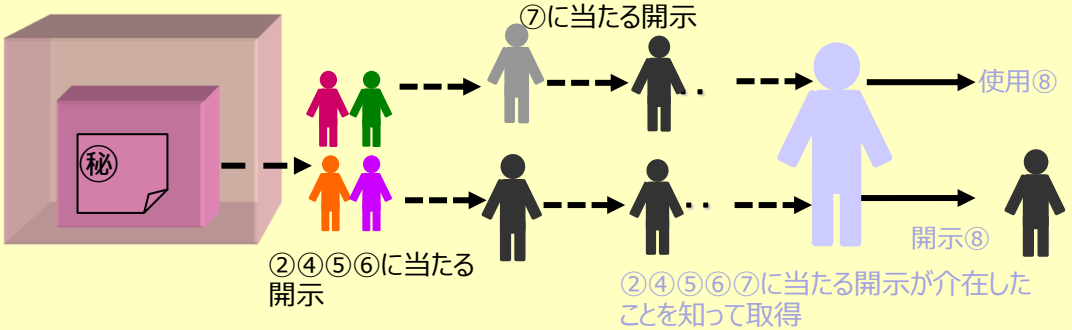


## ○営業秘密侵害品の譲渡等のパターン

（９号）図利加害目的で、②、④～⑧の罪に当たる使用（海外重課の場合を含む）によって生産された物を、譲渡・輸出入する行為

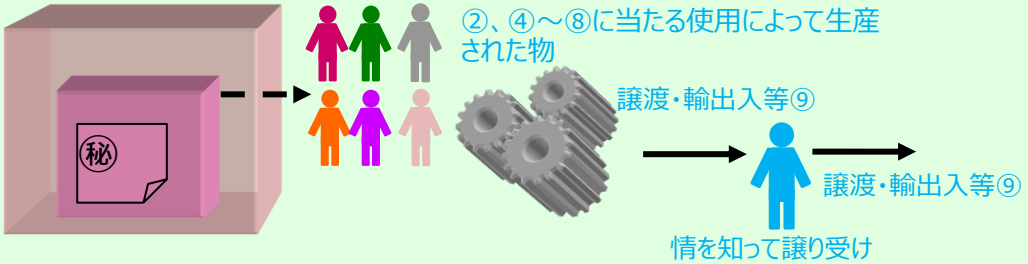


## ○海外重罰のパターン（21条3項）

（１号）日本国外で使用する目的での①又は③の行為

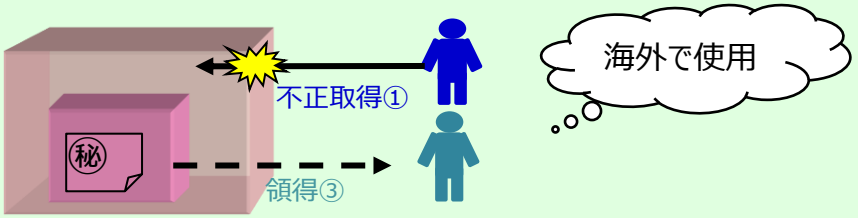


（２号）日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って②、④～⑧に当たる開示をする行為

（３号）日本国外で②、④～⑧に当たる使用をする行為

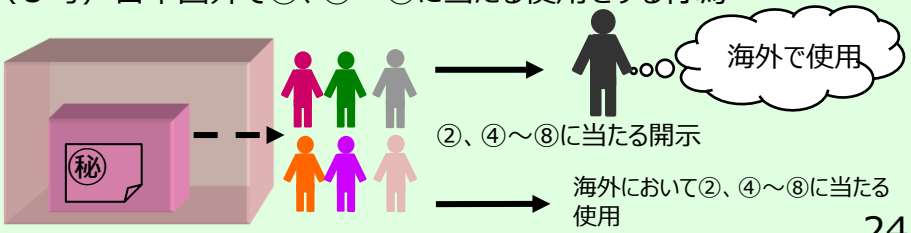


**刑事規定（第21条第1項、第3項）**

罰　則：10年以下の懲役若しくは2000万円以下の罰金（又はこれの併科）
法人両罰は5億円以下の罰金（第22条第1項第2号）
※海外使用等は個人が3000万円以下、法人は10億円以下。

１．秘密情報の漏えい防止対策をしよう
（秘密情報の保護ハンドブック）

２．秘密情報が漏えいしてしまった！
（営業秘密としての管理）

３．本日のまとめ

# ３．本日のまとめ　～秘密情報は大切な財産です

①企業には様々な秘密情報・重要情報がある
- ✓**個人情報**や**機微技術情報**のような法令により厳格・適切な管理が必要な情報
- ✓**営業秘密**のような企業の判断・選択で管理の要否が選べる情報

②秘密情報・重要情報の漏えい対策をしよう
- ✓**秘密情報の保護ハンドブック**や**てびき**をぜひ活用してください！
- ✓**５つの目的に応じた対策**を選択しよう
- ✓**他社の秘密情報を侵害しない対策**も重要

③秘密情報が漏えいしてしまった！
- ✓**兆候の把握**が大切
- ✓「**営業秘密**」として保護されるには**３要件**を満たす必要がある
- ✓**営業秘密管理指針**で法的保護レベルの管理を

**さまざまな漏えい対策**

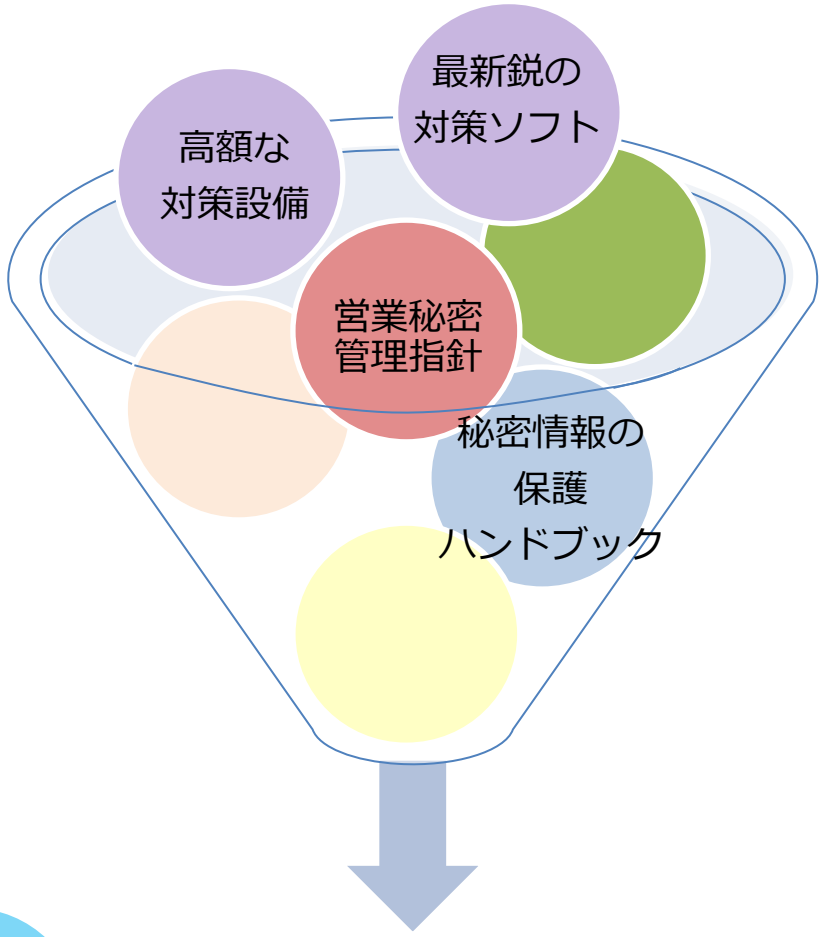


**自社に合った適切で効果的な漏えい対策を選択することが重要**

# 令和5年度重要技術管理体制強化事業（中小企業アウトリーチ事業（営業秘密漏えい対策））

経済産業省　知的財産権政策室
JETRO　知的財産課

## 事業の内容

### 1．背景・目的

- グローバル化により海外に進出する日系企業が増加し、それに伴い技術情報等の漏洩リスクも増大している。一方、中小企業を中心に、営業秘密管理の重要性認識や管理体制整備が不十分な企業は少なくない。
- また、秘密管理の重要性を認識している場合でも、製造や労務管理等に忙殺され、管理体制の整備にまで手が回らないケースも散見される。
- 本事業においては、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえ、現地の事情に通じた専門家によるハンズオン支援（相談・助言、改善策等の作成支援）と情報提供活動（営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルの作成・啓発）を通じて、営業秘密漏えい事案に関する知見等を活用しながら、日本企業の営業秘密管理体制の整備の支援を拡充し、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防止を目指す。

### 2．事業概要

【個別支援】※5年度実施対象国：中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、EU(一部)

- 中国に進出する日系企業は、31,000社超と世界最多であり、人材の流動性が高く、営業秘密流出に関する相談も多い。また、他の日系企業の進出が多い国でも実施。
- 営業秘密管理体制整備を希望する企業に対し、JETROが課題・要望等のヒアリングを行った上で、現地の専門家とマッチングし、現場でのオーダーメイド式の支援を実施。
- 年間20件程度を目途として個社支援を実施。

【営業秘密管理マニュアルの作成・啓発】 ※5年度作成対象国：メキシコ

- 日本との法制度・ビジネス慣行等の違い、国別の注意点・特徴に焦点を当てて作成。（営業秘密の定義、効果的な漏えい対策、流出事例、判例、各種雛形　等）
- 現地専門家から、個社支援等の経験を踏まえた啓発・成果普及セミナーを開催。

【スケジュール】 ※予定

６月～　「現地専門家による個別支援」企業募集開始
(申請内容の確認及び採択決定後に支援開始。募集期間は2024年1月末日まで。)
7月～８月上旬　広報セミナー開催（開催地　東京、中国等）
１月頃　本事業の成果普及を目的とした「営業秘密セミナー」開催

## 事業イメージ／支援体制

### フェーズに合わせた個別支援メニュー

**個別支援**＜法務・労務＞
事前アセスメントに基づいた個社研修及びコンサルテーション、個別の営業秘密保護策のアドバイス
→管理職向け、従業員向けの2階層

**営業秘密漏洩リスク診断**
社内の保有情報、何を営業秘密として管理すべきかを整理、管理体制に基づく漏洩リスクの度合いを診断・可視化

**普及啓発セミナー**
専門家を講師とし、営業秘密流出のリスク、流出事例をレクチャー

### 企業の漏えい対策フェーズ

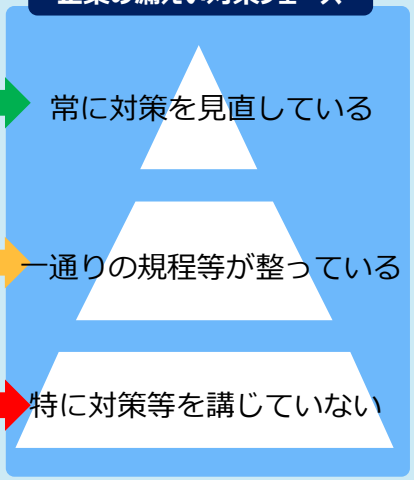


### 海外での支援体制

※中国での例

- 在中国ＪＥＴＲＯ事務所（北京、上海、広州、大連）において、専門家を派遣する法律事務所と契約。

**＜在中国JETRO事務所＞**

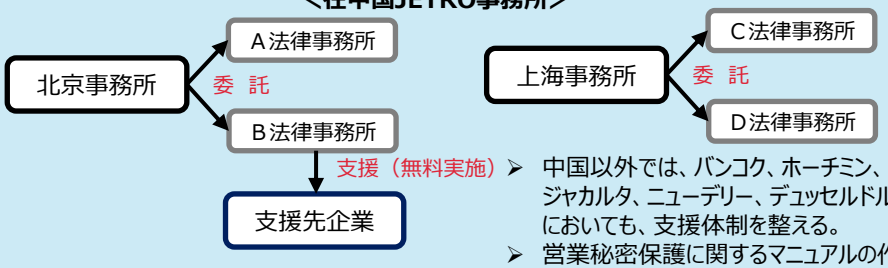


- 中国以外では、バンコク、ホーチミン、ジャカルタ、ニューデリー、デュッセルドルフにおいても、支援体制を整える。
- 営業秘密保護に関するマニュアルの作成を作成・公表（インド、メキシコ）

### 利用企業の声

- 書面チェック、現場監査、従業員セミナーを実施の上で、事後にフォロー打ち合わせまであり、改善点を深く理解できた。
- 営業秘密のみならず、個人情報の取り扱いにも応用できる。
- 日常業務での情報漏えい防止の重要性と対策の重要性を再認識できた。
- 会社の現状について全体状況を把握できた。ステップ毎で推進していきたい。

# （参考）諸外国における営業秘密の保護

- ＷＴＯ（世界貿易機関）の加盟国では、条約（TRIPs協定）に基づく義務として、「開示されていない情報」の保護が行われている。

## ①TRIPs協定の「開示されていない情報」の要件（第39条⑵）

a. 情報を通常扱う集団に属する者に**一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密である**こと。

b. 秘密であることにより**商業的価値がある**こと。

c. 情報を合法的に管理する者により、当該**情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的措置がとられている**こと。

## ②TRIPs協定の「開示されていない情報」に対する保護内容（第39条⑵）

・自然人又は法人は、合法的に自己が管理する情報が、(a)から(c)に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法（注）により、自己の**承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用すること**を防止することができる。

（注）「公正な商慣習に反する方法」とは、少なくとも契約違反、信義則違反、違反の教唆等の方法をいい、情報の取得の際にこれらの行為があったことを知っているか又は知らないことについて重大な過失がある第三者による開示されていない当該情報の取得を含む。

## ◆主要国における営業秘密の保護に関連する法令

| | |
|---|---|
| 日本 | 不正競争防止法 |
| アメリカ | 統一営業秘密法（※モデル法）、連邦経済スパイ法（18 U.S.Code）、2016年連邦営業秘密防衛法　※各州の判例法も関係あり |
| EU | 営業秘密指令（EU 2016/943）<br>→同指令に基づき、各加盟国で国内法令を整備 （例：ドイツ／営業秘密保護法） |
| 韓国 | 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 |
| 中国 | 反不正当競争法 |

- 保護される情報の要件は、TRIPs協定の３要件に準拠しており、日本の３要件（非公知性、有用性、秘密管理性）と似通っている。
- ただし、いずれの国でも「秘密保持のための合理的措置がとられている」ことが必要であり、各国の法律で保護を受けるためにも、保有企業による情報の適切な管理が不可欠。

JETRO

# 海外における営業秘密漏えい対策支援事業

**中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、EU(一部）における営業秘密の管理体制をサポートします！**

**製造に関するデータやノウハウ、経営に関する情報をきちんと管理していますか？**
**現在の管理体制を、現地の法律規則の観点からチェックしましたか？**

事業運営に関わる多くの情報は営業秘密になりえます。例えば…

**技術に関する情報**

図面、製造ライン、調合の配分、生産計画などの製造に関するデータやノウハウ等

**経営に関する情報**

仕入れ先、納入先リスト、原材料価格、販売計画、投資計画などの経営に関する情報等

営業秘密の流出により、競合他社の品質、競争力が向上し、
売上の低下、戦略の再構築、訴訟に巻き込まれる可能性も・・・

大丈夫かな・・・
と思ったら

## ジェトロのサポートをぜひご活用ください

- 中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、EU(一部）に所在する日系企業を対象に、専門家による営業秘密の管理体制をサポートします。
- 具体的なサポートの内容は、ご要望に応じカスタマイズが可能です。
- （支援メニュー例）
  現在の管理状況のチェック、提案、社内規定・契約書面レビュー、管理職・従業員向け研修
- 費用　無料（上限時間数は各国において23時間）
  **※2023年度は6月より募集開始。（予定採択件数に達した時点でお申し込みを締め切ります。）**

## お問い合わせ先

知的財産課（担当：河野、藤本、上原）
E-mail：CHIZAI@jetro.go.jp TEL:+81-(0)3-3582-5198
公募ページ　https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_prevent.html

# （参考）営業秘密で困ったことがあれば･･･相談窓口･関係情報について

## ＜相談窓口等＞

◆ＩＮＰＩＴ((独)工業所有権情報・研修館)

●営業秘密に関して相談したい

✓ 社内で保有する秘密情報の管理体制や関係規約を見直したい
✓ 自社の営業秘密情報が漏れてしまったかも…？

…など、無料で皆様のご相談に対応できる、
「営業秘密・知財戦略相談窓口」がございます。

▶ポータルサイト
▶相談窓口　問い合わせフォーム
Ｅ－ｍａｉｌ：trade-secret@inpit.go.jp

●経営課題について、知的財産の側面から考えたい

✓ 自社の強みを「知財」として活用できるだろうか…
✓ まずは無料で身近な機関に相談したい…

…全国４７都道府県にある「知財総合支援窓口」は、
地域密着型の相談窓口です。

▶知財ポータルで詳しい支援内容や事例をご覧ください！
▶まずはお電話ください！（０５７０－０８２－１００）
※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします。
※ご案内時間帯:平日8:30～17:15

◆ＩＰＡ((独)情報処理推進機構) 情報セキュリティ安心相談窓口

●コンピュータウイルスや不正アクセスなど、情報セキュリティについて相談したい

▶まずはＨＰから、問い合わせ前に整理いただきたい項目をご確認ください。

## ＜関係資料等＞

◆経済産業省　不正競争防止法解説ウェブサイト

●不正競争防止法に関する各資料を見たい

…「逐条解説　不正競争防止法」、「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」、不正競争防止法改正概要資料など、不正競争防止法に関する様々な資料を掲載しております。

不正競争防止法　知的財産政策室　検索

◆営業秘密関連情報サイト【営業秘密のツボ】

●営業秘密官民フォーラム「メールマガジン」のバックナンバーを見たい

…官民の実務者が、営業秘密に関する記事および各種セミナーなどのイベント案内を定期的に配信しています。

▶バックナンバー

**不正競争防止法の一般的な解釈に関するご質問はこちらまで**

経済産業省　経済産業政策局　知的財産政策室
〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１丁目３番１号
ＴＥＬ：０３－３５０１－１５１１（内線：２６３１）
Ｅ－ｍａｉｌ：bzl-chitekizaisan@meti.go.jp

**公式インスタグラム**『meti_chizai_official』

他の資料とは違った親しみやすい雰囲気で、
各制度の解説、事例や支援策をご紹介しています。
ちょっとした息抜きにぜひ！